

平成29年10月3日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

社会問題対策特別委員会資料

安全防災局

目 次

I 交通安全対策の主な取組みについて

1 交通事故防止に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 円滑で快適な交通基盤及び安全な交通環境の整備・・・・・・・・・・ 3

(参考) 平成29年度神奈川県交通安全実施計画の概要・・・・・・・・・・ 5

I 交通安全対策の主な取組みについて

1 交通事故防止に向けた取組み

(1) 交通安全対策の推進

ア 交通安全対策会議における推進

本県における交通安全対策は、交通安全対策基本法及び神奈川県交通安全対策会議条例に基づき設置する神奈川県交通安全対策会議が、県内における陸上交通（道路交通、鉄道交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めた「神奈川県交通安全計画」と当該計画に沿って、年度ごとに講ずべき施策をまとめた「神奈川県交通安全実施計画」により推進している。

(7) 第10次神奈川県交通安全計画

「年間の24時間死者数を150人以下とする」抑止目標を掲げ、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むべき施策を定めており、当該計画に沿って国、県、市町村、鉄道事業者、各道路管理者等が交通安全対策を推進している。

(イ) 平成29年度神奈川県交通安全実施計画

「第10次神奈川県交通安全計画」の進捗状況や施策の効果等を踏まえて、単年度に取り組むべき具体的な施策を定め、同計画の着実な推進を図っている。

イ 神奈川県交通安全対策協議会における推進

県内223の行政機関、民間団体等で構成される神奈川県交通安全対策協議会を設置し、関係者が相互に緊密に連携して一体となった総合的交通安全対策を推進している。

同協議会に次の5つの専門部会を設置し、個別施策について機動的に取り組んでいる。

(7) 交通安全部会

神奈川県交通安全県民運動事業計画を毎年度策定し、各季の交通安全運動、自転車マナーアップ運動や飲酒運転根絶運動等の年間運動、交通情勢に応じた特別対策を推進している。

(イ) 交通施設部会

交通事故が多発する交差点などを選定し、道路構造・施設及び信号機設備の改良等の事故防止対策を推進している。

(ウ) 踏切対策部会

踏切施設の整備・改善などに関する踏切事故防止総合対策実施計画を毎年度策定し、踏切道における交通安全対策を推進している。

(エ) 暴走族追放部会

関係機関・団体の連携強化と自主的な県民運動を推進している。

(オ) 高齢者対策部会

高齢者の交通安全に関する教育、啓発活動を推進している。

(2) 交通安全施設の整備

県管理道路では、事故の発生割合の大きい区間において、ガードレール等の安全施設を設置するなど、即応的な対策を進めている。

また、交差点及びその付近の交通事故の防止を図るため、交差点の改良を行っているほか、歩行者、自転車利用者等の安全を確保するため、歩道の整備等を行っている。

(3) 通学路における安全対策

通学路における歩道等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道の整備拡充等を行っている。

本県では、平成26年11月に教育委員会、県土整備局、安全防災局及び警察による、「神奈川県通学路安全対策連絡会議」を設置し、通学路の交通安全対策に係る諸事項や対策箇所等について、情報交換や対策の調整を行っている。

今後とも、市町村の通学路の交通安全対策の把握、各種調査への協力及び結果の共有、市町村への情報発信等を行い、通学路における安全対策を着実かつ効果的に推進していく。

(4) 踏切道における安全対策の推進

「踏切道の立体交差化、拡幅等の構造改良、鉄道事業者による保安設備の整備及び踏切事故防止に関する広報啓発活動を推進している。

2 円滑で快適な交通基盤及び安全な交通環境の整備

(1) 道路網の形成

自動車専用道路や幹線道路の整備促進により、道路網の充実を図る。

ア 自動車専用道路の整備

(7) 横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）

新湘南バイパスの藤沢インターチェンジから横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションまでの区間で、国土交通省及び東日本高速道路株式会社により、整備が進められている。

(イ) 新東名高速道路

さがみ縦貫道路の海老名南ジャンクションから静岡県境までの区間で、中日本高速道路株式会社により、整備が進められている。

(ウ) 高速横浜環状北西線

第三京浜道路の横浜港北ジャンクションから東名高速道路の横浜青葉インターチェンジ・ジャンクションまでの区間で、首都高速道路株式会社と横浜市により、整備が進められている。

イ 一般幹線道路の整備

【主な路線の整備状況】

(7) 国道129号〔戸田立体〕

国道129号の「戸田交差点」北側で、新東名高速道路の厚木南インターチェンジ接続区間の整備を進めている。

(イ) 県道26号（横須賀三崎）〔三浦縦貫道路Ⅱ期〕

県道26号（横須賀三崎）のバイパスとして、Ⅰ期区間に続く三浦市道までの区間において、整備を進めている。

(2) 道路の安全性の向上

自然災害に対する道路の安全性を高めるため、橋りょうの耐震補強や、土砂崩落対策箇所等の整備を行っている。

ア 橋りょうの耐震補強の推進

阪神淡路大震災を踏まえ、大震災の際に大きな被害を受けるおそれのある橋りょうの補強は完了した。現在は、大きな被害を受けるおそれは少ないものの、局部的な損傷が発生する可能性のある橋りょうについて、耐震補強を推進している。

イ 土砂崩落対策の推進

大雨等の異常気象時において、土砂崩落や落石などの道路災害を未然に防ぎ、安全な通行を確保するため、道路の防災対策工事を実施している。

ウ 無電柱化の推進

道路の無電柱化は、災害時における、電柱の倒壊による通行障害を未然に防止することや安全で快適な通行空間を確保することなどの観点から事業を推進している。

(参考)

平成29年度神奈川県交通安全実施計画の概要

実施計画の位置づけ

この計画は、「第10次神奈川県交通安全計画」（平成28～32年度）を着実に推進するため、県内の陸上交通の安全に関して、平成29年度に県、国の関係機関等が実施する具体的な施策をとりまとめたものである。（根拠法：交通安全対策基本法第25条第3項）

実施計画の目指すもの

安全で円滑な交通環境の確立に向けて、県及び関係行政機関相互が連携し、関係団体・事業者、学校、地域など、交通社会を構築する多くの主体の方々と協働しながら、実施計画を着実に推進することで、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

実施計画の目標

「年間の24時間死者数を150人以下とする。」

交通事故状況の推移

	23年	24年	25年	26年	27年	28年
発生件数	38,800件	37,049件	33,847件	30,434件	28,313件	27,091件
死者数	180人	179人	168人	185人	178人	140人
負傷者数	46,266人	44,135人	40,389人	35,998人	33,773人	32,305人

計画予算の合計

第1章 道路交通の安全	265,414百万円
第2章 鉄道交通の安全	7,905百万円
第3章 踏切道における交通の安全	58,258百万円
合計	331,577百万円

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

<関東総合通信局、関東地方整備局、県警察、県、市町村、高速道路会社、道路公社>

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (5) 歩行者空間のバリアフリー化
- (6) 無電柱化の推進
- (7) 効果的な交通規制の推進
- (8) 自転車利用環境の総合的整備
- (9) 高度道路交通システムの活用
- (10) 交通需要マネジメントの推進
- (11) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (12) 総合的な駐車対策の推進
- (13) 道路交通情報の充実
- (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

<関東運輸局、県教育委員会、県警察、県、市町村>

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5) 住民の参加・協働の推進

3 安全運転の確保

<神奈川労働局、関東地方整備局、関東運輸局、横浜地方気象台、県警察、県>

- (1) 運転者教育等の充実
- (2) 運転免許制度の改善
- (3) 安全運転管理の推進
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- (5) 交通労働災害の防止等
- (6) 道路交通に関する情報の充実
- (7) エコドライブ等の推進

4 車両の安全性の確保

<関東経済産業局、関東運輸局>

- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- (2) 自動車アセスメント情報の提供等
- (3) 自動車の検査及び点検整備の充実
- (4) 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

<関東運輸局、県警察、県、市町村>

- (1) 交通の指導取締りの強化等
- (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- (3) 暴走族対策の強化

6 救助・救急活動の充実

<県教育委員会、県警察、県、消防機関、高速道路会社>

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

<関東運輸局、県教育委員会、県警察、県>

- (1) 交通事故相談活動の充実
- (2) 無保険（無共済）車両対策の徹底
- (3) 交通遺児家庭に対する支援
- (4) 被害者支援の充実強化

8 研究開発及び調査研究の充実

<県>

- (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進
- (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

第2章 鉄道交通の安全

- 1 鉄道交通環境の整備
＜関東運輸局、県、鉄道事業者＞
 - (1) 鉄道施設等の安全性の向上
 - (2) 運転保安設備等の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
＜関東運輸局、県、鉄道事業者＞
- 3 鉄道の安全な運行の確保
＜関東運輸局、横浜地方気象台＞
 - (1) 保安監査の実施
 - (2) 運転士の資質の保持
 - (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
 - (4) 気象情報等の充実
 - (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
 - (6) 運輸安全マネジメント評価の実施
- 4 救助・救急活動の充実
＜関東運輸局、県、消防機関、鉄道事業者＞

第3章 踏切道における交通の安全

- 1 踏切道の立体交差化及び構造改良等の整備
＜関東運輸局、関東地方整備局、県、市町村、鉄道事業者＞
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
＜関東運輸局、県警察、鉄道事業者＞
- 3 踏切道の統廃合の促進
＜関東運輸局、関東地方整備局、県、市町村、鉄道事業者＞
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置
＜関東地方整備局、県、市町村、県警察、鉄道事業者＞

